

神奈川県防犯優良マンション認定業務手数料規程

平成20年8月4日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「神奈川県防犯優良マンション認定制度運用規程」に基づき、神奈川県防犯優良マンション認定機関（以下「認定機関」という。）が神奈川県内に所在するマンションにつき、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するマンション（以下「防犯優良マンション」という。）である旨を認定する業務（以下「認定業務」という。）に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第2条 申請者から徴収する手数料は、認定業務の対象となる新築マンション、既存マンション、認定証の更新に区分する。

(新築マンションの手数料)

第3条 新築マンションに該当する手数料は、別表第1に掲げる額とする。

(既存マンションの手数料)

第4条 既存マンションに該当する手数料は、別表第2に掲げる額とする。

(認定証の更新の手数料)

第5条 認定証の更新に該当する手数料は、別表第3に掲げる額とする。

(手数料の納付)

第6条 申請者は、防犯優良マンションである旨の認定を受ける申請に際し、原則として現金にて認定機関に手数料を納付するものとする。ただし、銀行振り込みにより手数料を納付されたことが確認できる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により納付する場合の振込み手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第7条 防犯優良マンションである旨の認定を受けるための申請に際し、認定機関に納付した手数料は、返還しないものとする。ただし、神奈川県優良防犯マンション認定制度業務契約約款第10条の規定により契約を解除した場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成20年8月4日より施行する。

別表第1

新築マンションの手数料

(消費税込み・単位：円)

認定マンション（規模）	新築マンション
法定延べ床面積 5,000 m ² 未満	702,500
法定延べ床面積 5,000 m ² 以上 1,000 m ² 毎に加算額	58,700

別表第2

既存マンションの手数料

(消費税込み・単位：円)

認定マンション（規模）	既存マンション
法定延べ床面積 5,000 m ² 未満	414,900
法定延べ床面積 5,000 m ² 以上 1,000 m ² 毎に加算額	58,700

別表第3

認定証更新の手数料

(消費税込み・単位：円)

認定マンション（規模）	認定証の更新
法定延べ床面積 5,000 m ² 未満	414,900
法定延べ床面積 5,000 m ² 以上 1,000 m ² 毎に加算額	58,700